内閣府

〇総 務 省令第二

号

文部科学省

地 方 公 務 員 法 \mathcal{O} 部 を 改 正する法 律 令 和三年法律第六十三号) 及び 玉 家公務員 法 等 \mathcal{O} __ 部 を 改 正

す 昭 る 法 和 \equiv 律 + 令 七 年 和 政 三 令 年 第三 法 律第六 百 五. 十二号) + 号) 第二 \mathcal{O} 条 部 第 \mathcal{O} 施 項第三号及 行 に 伴 **!**; び 並 第 び 兀 に 十 二 地 方 条第二 公 務 員 項 等 第 共 \equiv 号 済 組 \mathcal{O} 合 規 定 法 に 施 基 行 づ 令

き、 地 方 公 務 員 等 共 済 組 合 法 施 行 規 程 \mathcal{O} 部 を 改 正 一する 命 令 を 次 0) ょ う (Z 定 \Diamond る。

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

文部科学大臣 永岡 桂子

地 方 公務 員 等 共 済 組 合 法 施 行 規 程 ∅)— 部 を 改 正 す る 命 令

総理府

地 方 公 務 員 等 共 済 組 合 法 施 行 規 程 (昭 和 三十 七 年 文 部 省 令 第 号) \mathcal{O} __ 部 を 次 \mathcal{O} よう ĺZ 改 正 する。

自治省

定 付 規 は لح L 定 次 た L \mathcal{O} \mathcal{O} 傍 れ 7 規 表 線 定 に を 移 削 動 を ょ り、 以 付 り、 L 下 L た 改 改 改 対 部 正 正 正 象 分 前 後 前 規 に 欄 欄 欄 定 改 に に に 掲 \Diamond 掲 掲 ك げ げ げ 7 る 改 る る う。 規 正 対 対 定 前 象 象 欄 \mathcal{O} 規 規 は、 傍 及 定 定 線 び で で 改 改 を 改 改 付 正 正 正 正 前 後 L 前 後 欄 欄 た 欄 欄 部 に に に に 掲 分 対 ک を げ 応 れ れ ک る L に を れ 対 7 対 対 象 掲 に 応 応 規 げ 順 す す 定 次 る る る を そ 対 ŧ ŧ 改 応 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} す 正 標 を を 後 る 記 掲 掲 欄 改 部 げ げ に 分 正 て て 掲 に二 後 1 1 げ 欄 な な る 重 に 1 対 傍 掲 1 げ ŧ 象 線 ŧ 規 \mathcal{O} を る \mathcal{O}

は

ک

れ

を

加

え

る。

四 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第百二十五号)第 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	衆の六 令第四十二条第二項第三号に規定する主務省令で定める規定は、次に掲げる規具の取扱い) 1900年 1900年 1900年	(2) 前項の規定により職員に準ずるものとして主務省令で定めるものに含まないものとされる者は、2) 前項の規定により職員に準ずるものとして主務省令で定めるものに含まないものとされる者は、2) をする。	(職員) (職員) (職員) (職員) (職員) (職員) (職員) (職員)	改正後
一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第百二十五号)第三・四 [同上] 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九条)第七条第一項第一号 [一 同上]	第百七十九条の六 [同上] (国の職員の取扱い) [3・4 同上] [三 同上]	の規定により常時勤務を要する職に臨時的に任用された者に相当する者二 地方公務員法第二十六条の六第七項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項[一 同上]	(職員) (職員) (職員) (職員) (職員) (職員) (職員) (職員)	改正前

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記:	「1項 「1
記である。	

この命令は、令和五年四月一日から施行する。